

兵庫県稲美町農業委員会
令和 8 年 1 月定例会会議録

1 開催日時 令和 8 年 1 月 2 6 日（月） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 4 0 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

報告第12号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」

⇒承認（2 件）

報告第13号「農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について

（専決処理）」⇒承認（1 件）

議案第40号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

⇒許可（6 件）

議案第41号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」⇒同意（全件）

議案第42号「農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」⇒同意

議案第43号「農業経営改善計画の認定について」⇒同意（1 件）

4 出席委員（1 4 名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	7 番・前田和毅	8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義	10 番・赤松聖美	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝
13 番・船岡重夫	14 番・田中 茂		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

6 番・山口 透 7 番・前田和毅

8 議 事

事務局： それでは、ただいまから令和 8 年 1 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長からご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、早速議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、6番・山口透委員、7番・前田和毅委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第12号～第13号及び議案第40号～第43号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字八軒屋中

地 目：田

面 積：670㎡

賃貸人：町外在住の所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：賃貸借権

解約理由：農地転用を予定しているため

解約届出日：令和7年12月8日

解約成立日：令和7年12月8日

土地引渡時期：令和7年12月8日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員： どのような転用か。転用の内容を把握するためには位置図が必要だと思うが、今後は位置図を添付してもらえるのか。

事務局： 宅地開発の予定と聞いています。合意による賃貸借の解約届けに関する報告については、事務の負担軽減を図る意味でも引き続き位置図の添付はいたしません。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町野寺字下南岡

地 目： 田

面 積： 2, 3 6 2 m²

賃貸人： 町内在住の所有者

賃借人： 町外在住の専業農業者（認定農業者）

設定された権利： 賃貸借権

解約理由： 所有者自ら耕作するため

解約届出日： 令和8年1月8日

解約成立日： 令和8年1月8日

土地引渡時期： 令和8年3月31日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第13号「農地法第5条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡5丁目

田 1 9 5 m²

田 6 5 m²

田（現況 宅地） 6 5 m²

3筆合計 3 2 5 m²

（城ノ池東方、国岡土地区画整理区域内）

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事し、2戸に区画する。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和7年12月19日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和7年12月19日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数6件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字北新田北

地目：田

面積：276㎡（大澤池東方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機など

栽培作物：水稻

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は末澤委員です。申請地は、適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和8年1月21日13時30分～16時00分までの間、12番・松井義輝農地担当副会長補佐、9番・長谷川高義委員、11番・魚住龍平委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・魚住委員：申請地は、適正に管理されていまして。給排水については、北側水路からポンプアップして給水し、南西の隅にある排水管へ排水

する。また、あぜ塗りをして水が漏れないようにすると譲受人に確認しましたので、確認したとおりに実施されるのであれば、水稻の作付けは可能かと思われます。譲受人は、申請地西側の道路を挟んだ農地の耕作者でもあるので、引き続き適正に管理されることと思われます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号１」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号２」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号２」

所 在：稲美町中一色字黒岡

地 目：田

面 積：４０１㎡ （東播磨高校西方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町内在住の農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機、乾燥機、軽トラック

栽培作物：水稻

議長： 「番号２」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西正彦委員です。申請地は、適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号２」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・魚住委員： 申請地は、給排水に問題はなく、適正に管理されていました。譲受人は、南側隣接農地の耕作者でもありますので、今後も適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号２」は申請のとおり許可することに決定

します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町加古字七軒屋

地 目：田

面 積：1, 104 m² （七軒屋交差点南方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町外在住の農業者（隣接農地の耕作者）

農機具：トラクター・軽トラック

栽培作物：野菜

議 長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は福田宜克委員です。申請地は、適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・長谷川委員： 申請地は、給排水に問題はなく、適正に管理されていました。譲受人は、東側隣接農地の耕作者でもありますので、今後も適正に管理されていくものと見込まれます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町森安字里の下

地 目：田

面 積：374 m² （森安交差点南西方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者（甥）

譲受人：町内在住の農業者（叔父）

農機具：草刈機、鍬

栽培作物：野菜、果樹

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大森委員です。申請地は、南側に果樹が栽培され適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・長谷川委員： 申請地は、給排水に問題はなく、南側に果樹が栽培され適正に管理されていました。譲受人は、譲渡人の叔父にあたり、20年前から申請地を耕作してこられたとお聞きしておりますので、今後とも適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町加古字北新田東

地 目：田

面 積：672㎡（加古大池北方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機・軽トラック・草刈機

栽培作物：野菜または水稻

議長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は末澤委員です。申請地は、適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・松井委員： 申請地は、給排水に問題はなく、鋤きこまれ適正に管理されていました。譲受人は、すでに申請地を耕作しているとお聞きして

おりますので、今後も適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町印南字上場

地 目：田

面 積：8 1 3 m² （葡萄園池東方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者（譲受人の実弟）

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・草刈機

栽培作物：水稻

議長： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地は、適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・松井委員： 申請地は、隣接農地との間に畦はなく、一体的に管理されていきました。給排水に問題はなく、稲刈り跡で適正に管理されていきました。譲受人は、西側隣接農地の耕作者でもありますので、今後も適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第41号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	3 件
利用権の設定をする者（貸付者）	6 8 件
利用権の設定をする土地（筆数）	1 4 6 筆
利用権の設定をする土地（面積）	2 3 0 , 9 9 0 m ²

「各筆明細」権利を設定する土地の明細は各自お目通しください。

議 長： 説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局： 最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員挙手ですので、農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

議 長： それでは、議案第42号「農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「天満3」

所 在： 稲美町国岡字千波ノ下 （長府池東方）

地 目： 田

用途変更面積： 1 , 6 9 6 m²のうち1 9 9 m²

用途変更の目的： 農業用倉庫の施設用地

土地利用計画： パイプハウスの農業用倉庫1棟建築（54m²）及び進入路、農業資材置場

申請者： 土地所有者の息子（認定新規就農者）

なお、軽微な変更計画が決定された後、農地法第4条第1項第9号の届出を出す予定になっています。

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

12番・松井委員： 今回の申請は、農業用倉庫敷地及び道路からの進入路、農業資材置に利用しようとするものです。用途変更による隣接農地等への影響は特にないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

○番・○○委員： 用途変更される土地の形状がいびつな形に思えるが、そのあたり行政としての指導などはしなかったのか。

事務局： 200㎡未満の制約の中で申請者の意向を尊重した結果、この形状になったと聞いている。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、同意する委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、稲美農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、原案のとおり異議なく同意いたします。

議長： それでは、議案第43号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 №.202512-01

稲美町加古 62歳

新規認定

作目：水稻、野菜

5年後（R12） 水稻：作付面積、生産量の増

野菜：作付面積増減なし、生産量の増

経営農地 所有地、借入地の増

合理化の目標：水稻の収穫量増と省力化を図り、野菜の減農薬栽培を実施。担い手のいない圃場を借受け、経営面積拡大を目指す。また、雇用等により人材を確保しつつ、法人化を目指す。

農業従事の態様等の改善目標：農業用機械導入、雇用等により作業を効率化し、長時間労働の解消や休日の確保を

図る。

農業用機械等の取得計画：コンバイン（4条、5条）	1 台
直進アシスト田植機（6条）	1 台
トラクター（50PS以上、25PS）	各 1 台
トラクター装着草刈り機	1 台
トラック	1 台
ビニールハウス	4 棟
軽バン	1 台
代掻きウイングハロー	1 台
油圧ショベル	1 台
フォークリフト	1 台
パイプ倉庫	1 棟

主たる従事者の年間農業所得目標：基本構想基準を満たす

主たる従事者の年間労働時間目標：基本構想基準を満たす

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員挙手ですので、農業経営改善計画の認定について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和8年1月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和8年1月26日

議長 坂 本 英 正

委員 山 口 透

委員 前 田 和 毅